

No. 304

全 仏

12/59



法 浄 寺

南北朝の大明年間（AD 457～64）に建立された大明寺、その後、法浄寺と改称。唐代に入ると、日本の留学僧が当寺にいた鑑真和上を訪ね、大和渡海のきっかけをつくった。—中央遙かに見える塔が法浄寺。

全日本仏教会

釈尊の教えを現代に生かそう

約二百人が参集して開かれた全仏京都大会



第31回

全日本仏教徒会議

京都大会 智恩院で開く



藤井会長

第三十一回全日本仏教徒会議京都大会が、去る十月二十五日、浄土宗総本山智恩院の和順会館を会場に開催された。本年度は「釈尊の教えを現代に生かそう——全一仏教運動の今日の問題——」をテーマに、約二百人が出席、三つの部会で真剣な討議を行い、実りある大会であった。

〈式典〉

午前九時半、矢萩信顕・事務総長の開会宣言で幕をあげた大会は、まず藤井寛應・大会総裁（全仏会長・浄土門主）導師のもと法要が執り行われた。続いて藤井総裁式辞、阿部慶昭・大会長（全仏理事長）挨拶があり、次に来賓として田名部匡省・自由民主党文教局長、杉山令肇、柳川覚治・同局長が紹介され、田名部代議士が祝辞を述べた。また日韓・韓日仏教交流大会と今大会のため来日した韓

国仏教宗団協議会の三十数名が紹介され、洪奉珠・大韓仏教曹溪宗副議長が挨拶した。式典はこの後祝電披露で終了し、ただちに基調講演となった。

松長学長が基調講演

〈基調講演〉

午前十時二十分から松長有慶・高野山大学学長が、大会テーマにもとづき仏教が直面している教育、平等、寺院の活動に関する問題について約一時間講演した。近代科学技術文明のいきづまりがはつきりしてきた今日、人々の目が仏教に向きはじめると指摘した松長学長は、ま



松長学長

ず教育の問題について次のように示した。「仏教はすべてのものを包みこみ抱きこみながらその中で調和をもっていく思想であり、そこには「おちこぼれ」は存在しない。それぞれがみんな価値をもっている。」

次に平等の問題について、「仏教には『一切衆生』というすばらしい思想がある。生きとし生けるものすべて同じいのちをもっているという。西洋のヒューマニズムの限界をしり、こうした釈尊の説かれた平等観に視点をおくべきである」と強調した。

最後に寺院の活動の問題について「僧侶は世俗を捨てることが理想といわれるが、大乘仏教の菩薩の精神を思えば、もう一度世俗に還ってこなければならぬ。そして俗なるものの中にあつて聖を失しなわぬ、そこに社会活動の原点がある」と述べ、講演をまとめた。

〈総会〉

続いて午前十一時二十分より野田英隆・総務局長開会の辞で始まった総会は、まず仮議長に矢萩事務総長をたて、議長団の選出に入った。その結果、議長に貝山宣泰・神奈川県仏教会会長、副議長に江連俊則・埼玉県仏教会副会長、橘感月・岐阜県仏教会理事が選ばれ、議長挨拶の後、議事を開始した。

最初に中村昌之・組織局長が大会幹事を紹介し、河野亮永・幹事長が挨拶を行った。次に中村局長から、議事運営規則、提出意見発題取扱規則の説明、各部会発

題の上程、部会編成説明、また矢萩事務総長から全仏事務報告があつて、午前の総会を終了した。

昼食休憩があり、午後の総会は四時より開会された。議長挨拶があり議事に入った。まず各部会からの報告があり、続いて塩入亮達・宣言決議文起草委員長から「宣言決議文」案が発表され、参加者の拍手で原案通り承認された。次に川井匡俊・事務次長の挨拶で総会を終了し、ただちに閉会式となった。

〈宗派代表者懇談会〉

午前の総会終了後、十一時半から昼食を兼ねて宗派代表者懇談会が行われた。藤井門主をはじめ各宗の代表が約五十名出席した。

懇談会は磯山庶務、川島時局対策の両部長が進行役となり、ルンビニー園の問題と税務の現況について、川井事務次長、川島部長より報告され、懇談があつた。

大会宣言決議文

洛東の山々錦織りなす華頂山知恩院において第三十一回全日本仏教徒会議京都大会を開き、全国各地より仏教各界代表者が集い、われわれの当面している多くの問題について「釈尊の教えを現代に生かそう」のテーマのもとに真剣な意見発表討議が展開され、今日の全一仏教運動の推進すべき実践目標を次のように確認した。

一、戦後の混乱期に施行された現在の教育制度が見直されようとしているとき、根底にある宗教心の涵養を無視し、学校教育が教育の全てであるような考えを排して、現今の高齢化社会の時代にふさわしい全人格的教育をとうしての福祉活動・青少年教育を提唱し、あわせて教化活動に精進する。

二、釈尊の説かれた一切平等の思想におもいをいたし、部落差別の解消に真摯に取り組み、また、あらゆる差別の諸事実に対し積極的にかわる姿勢を仏教徒としてうたて、平等社会の実現に邁進する。

三、寺院運営・教化活動にあたり、公人としての自覚をもってそれにあたり、宗教法人としての本来の特質を損なうことのないように不当な干渉を排除し、宗教行為の否定に及ぶ恐れのあるあらゆる法的関与に対して反対する。右宣言決議する。

昭和五十九年十月二十五日

第三十一回全日本仏教徒会議京都大会

〈部会〉

第一部会は「仏教の教育観と将来」をテーマに、部会長山田一真、副部会長平里江、助言者若林隆光、石上善應の各師によって進められた。

石堂豊和師(時宗)が「仏教の教育観は現下の欲情文明にいかに対決するか——時宗一遍上人の教義より心の問題をみつめて——」を意見発題、仏教教育のむずかしい状況を論じた。次に織田隆弘師(東京都仏教連合会)が「将来の教育と仏教」を意見発題、本当の宗教を判別する力が一般になくなってきていると指摘した。参加者からいろいろな発言があり、全仏に生涯教育を考えていく活動が起こされていってほしいとの意見が出された。

なお、この部会には朴焯喆・大韓仏教天台宗宗議会議長が「仏教の平等思想と現代におけるあり方」について特別意見発表を行った。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (841) 4965

関しては、全仏の同和委員が十分討議していくことになった。参加者の熱心な意見交換があり、本来の僧に立ち帰ることがわれわれの行動の原点であることを確認した。

第三部会は「仏教寺院の公益性と活動」をテーマに、部会長花木義光師、副部会長に西島義彦師、助言者に安武敏夫、長谷川正浩の両師によって進められた。鶴岡道師（京都府仏教会）が「寺院活動と国家の関与について」意見発題した。古都保存協力税の問題も出され、質疑応答もあつて、今後宗教行為の否定にもつながるような国家の宗教に対する関与に反対していくことが確かめられた。

都道府県仏

代表者会議開く

第三十一回全仏大会の前日、二十四日午後二時から、京都からすまホテルを会場に都道府県仏教会代表者会議が開催された。

杜多組織部長司会のもと、最初に小西日静・兵庫県仏教会会長（全仏副会長）が導師となって三帰依文を唱和した。引き続き矢萩信頭・事務総長挨拶の後、江連俊則・埼玉県仏教会副会長を座長に選出、議事に入った。

① 税務問題について

川島時局対策部長より資料にもとづき、最近の税務問題の説明があり、鶴岡道師・京都府仏教会事務局長の古都保存協力

次期開催地は徳島県

〔閉会式〕

午後四時四十分より閉会式となった。はじめに阿部大会長挨拶があり、続いて次期大会開催地の徳島県が発表され、大会旗が矢萩事務総長より安立清雄・徳島大会実行委員長に伝達された。次に、大会参加者を代表して白川良純・真宗大谷派住職（全国青少年教化協議会事務総長）の挨拶があり、木辺宣慈・真宗木辺派管長の発声で万歳三唱、中村組織局長閉会の辞で、第三十一回全日本仏教徒会議京都大会は、成功裡に幕を閉じた。

税についての報告があつた。

② ルンビニー園の復興について

井上国際文化局長ならびに田代国際部長から現状についての報告が行われた。

③ 同和問題について

中村組織局長より、第四回世界宗教者平和会議（WCRPV）に八月二十三日から三十一日まで出席し、町田差別発言に対する全日本仏教会の反省と決意が行われた事が報告された。また、第四回同和研修会が永平寺で行われ百二十名の参加があつた事が報告された。

④ その他

各都道府県代表者より種々意見があり、最後に、金田義幸・徳島県仏教会事務局長より、昭和六十年十月二十四日に郷土文化会館で第三十二回全日本仏教徒会議徳島大会が行われる事の報告があつた。

宗教と税制シンポジウム

第一回、三百五十名が参集開く



会場を埋める参集者

いての説明を行い、寺院の「代表」役員だから何でもできるという思い違いをしているような、法人についての理解不足を指摘した。

引き続きバネルデイスカッションが、司会に石村耕治・帝京大学講師、バネラーに前出の安武敏夫、伊藤治雄・曹洞宗前事務総長、川井匡俊・全仏事務次長、北島清泰・朝日新聞論説委員が参加して行われた。

日本宗教連盟（庭野日敬・理事長）は、去る十月三十日、浄土宗大本山・増上寺において「第一回宗教と税制シンポジウム」を開催した。仏教、神道、新宗教、キリスト教の外、報道、行政関係などから総計約三百五十名の出席があつた。開会にあたり、細谷浩一郎・日宗連事務局長から開催趣旨説明が行われ、次いで庭野理事長と来賓の田名部匡省・衆議院議員から挨拶があり、安武敏夫・龍谷大学教授の「宗教と国家のあり方について」税制面からの検討」というテーマの基調講演に入った。

まず宗教法人の脱税問題の事例をあげ、意図的に脱税していなくても、各寺院で本質的に同様なことが行われていないかと問いかけた。そして「宗教法人」につ

各バネラーから一言ずつコメントが述べられた後、宗教法人の経理の公開の問題へと移っていった。「宗教法人の全てが公開の義務をもつことには反対。巨大法人は公開性がいい」（伊藤師）、「全仏加盟七万カ寺中、八〇〜九〇パーセントは公開しても問題はない。税務に無知なために誤解が起こっている」（川井師）、「巨大法人は公開から生ずるトラブルは少ないが、中小法人はトラブルが発生しやすい」（安武氏）、「はじめは専門家の知恵も必要」（北島氏）などの意見が出た。また参加者から「神道、新宗教、キリスト教などの意見も聞きたかった」という声があつた。

このシンポジウムは、宗教界が税務の問題に対し、自らの手で認識を深めようとした点に大きな意義がある。来年に予定される第二回の開催が期待される。

平和と同和の二つの問題は基本的に人間にとって、「いのち」の尊厳に係る問題として、深く係りあっている。

第二次世界大戦後、人類は深い悔恨と強い誓約の思いをこめて、ユネスコ憲章の中で、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とうたいあげた。

ことに日本は、世界で唯一の被爆国として戦争放棄を憲法で規定した。

このことよって、日本人の間には、戦争を否定する決意がしみとおり、永久に非武装の立場を貫きとおし、平和憲法の趣旨を全世界に訴えていくに違いないと、われわれはあたかもそれが自明であるかのように思ったのである。

ところが、現況はいったいどうなのか。核大国の軍拡はエスカレートするばかりであり、わが日本の周辺には驚異の核兵器、巡航ミサイル・トマホークが配備され、これに対抗して、バイカル湖周辺には、これまた怖るべきSS二〇が火をふこうとしている。

こういう米ソの核状況の中で、わが国の自衛隊はますます増強され、軍備は拡充されて、戦後日本の最高の念願であったはずの戦争放棄・非武装の決意は、なにも血肉化されていないことがいよいよあらわになった。

核兵器は戦争の抑止力だ、などとい

う何の保証もない幻想論にしがみついて軍拡に狂奔する米ソ両大国とその追随者のすべてに向って、はっきりものいえるのは、宗教の立場にたつもののみである。

戦争をたくらむ人々は、必ずもってほしい口実と理屈をつくるが、ここでははっきりいねばならぬことは「どのような理由があろうとも、よい戦争というものはあるはずがないし、またどんな平和でも悪い平和というものはあるはずがない」という釈尊の言葉である。

同和推進のために

Ⅱ平和問題と同和問題の係りⅡ

長谷川

正徳

(全仏同和委員
日蓮 宗)

宗教者の平和運動の国際連帯のなかから、「いのちをえらびとる」という言葉がいま用いられている。核廃絶のための日米宗教者の交流の中で、アメリカの宗教者は平和をめざす宗教者の合言葉として「生存をえらぶ」という言葉を提起した。これに対し、日本の宗教者は法華経の「更賜壽命」の言葉を引いて、「いのちをえらびとる」の言葉をあげた。日米双方の宗教者はこの二つの合言葉を認めあつて、平和運動の国際連帯をますます強くしようとしている。

生命絶対尊厳の立場より、人間の殺しあいである戦争を絶対否定する宗教者は、同時に、人間の世界にみられるさまざまな差別もまた、生命の尊厳を損うものとしてこれを否定する。

われわれは人間として生まれたかぎり、生きる権利、いのちをえらびとる権利とともに、人間らしく生活する権利、働く権利、教育を受ける権利など、誰もが同じようにもっている。憲法にはこれを基本的人権とうたい、「侵すことのできない永久の権利」として、すべての国民にこれを保障している。と

ところが現実には、さまざまな差別現象があるが、中にも部落差別という大きな問題があつて、いうところの同和問題という重要な国民的課題となつている。

今日、部落差別の撤廃が要求されるのは、それが部落民の基本的人権を奪うものであるからであり、真の人権・自由の解放を求めるものとして当然のことである。そしてその目的の達成は、すべての人権の自由と平等と平和が守られる真の民主的社会的実現によつてもたらされるものであることはいま

でもない。世界恒久平和の確立とは地上における「仏国土の現成」であるのと同じく、真に差別のない民主的社会とは仏国土そのものなのである。

平和も同和もわれわれ宗教者にとつては、いずれも仏国土現成に向つての祈りと精進の中から生まれるものである。搾取なき社会の原理、自由を奪う特権者なき社会の原理、戦争を生むことのない永久平和の世界の原理、それはすべて仏国土現成の理念の中にのみあり得る。

人間は決して単に理性的、道徳的な存在ではない。故に人間は自己自身の根源的な矛盾や限界というものを必ず自覚するにいたる。そしてそれが契機となつて、人は自己存在の根底に自己をつつむ絶対者Ⅱ神Ⅱ仏を知るものとなる。

すべての人間が煩惱具足の狂子（法華経・寿命品）でありながら、それ故にこそ、かえつて深く本仏の大慈につつまれて生きている兄弟同士であることを知らしめられる。

戦いなき世界永久平和と差別なき真の民主的社會はここからのみ生まれてくる。

歴史の必然的転回において宗教者の果すべき役割は真に重い。

訂正 十一月号六頁の本欄四段目において、(へ万二)を(へ不二)と訂正します。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕国民はすべて納税の義務を負っており、株式会社が法人税を支払っているように宗教法人も公平に税金を支払わなければならないように思います。どうして宗教法人には特別な措置がとられ税率が低くなったり、登録免許税を払わなくても良い場合があるのでしょうか。檀信徒から質問され答えに窮することがありますので、素人にも理解できるようにお教え下さい。

(千葉県S住職)

〔回答〕まず御理解戴きたいことは、法人税については宗教法人だけが税金を不課減免されているのではないとい

うことです。法人税法上公益法人等が不課減免されており、宗教法人は、この公益法人等の一つとしてこの恩恵に浴しているにすぎません。ところで宗教法人が他の公益法人と同様であるとしても、特別な不課減免の措置がとられているのはどうしてでしょうか。

その一つは公益説と呼ばれているものです。宗教活動のような精神的・信仰的諸活動は人間の生存に不可欠で、極めて高い公益性を有するものです。ところで公益性を有する多くの活動は、国や地方公共団体の仕事として現にお

宗教法人の非課税とは

こなわれており、公益性の高い事業ほど国や地方公共団体の仕事としてふさわしいともいえます。しかし、いかに公共性の高いものであっても、国や地方公共団体がおこなってはいけない事業があります。その最たるものは宗教活動です。国や地方公共団体が宗教活動をおこなったりかわりをもったりしたことにより、たくさん国民に不幸をもたらした歴史的教訓に学び、多くの国では信教の自由が保障され政教分離の制度が採用されており、わが日本も同様です。ところで公益説は、国や地

方公共団体ができないことを宗教法人がおこなっているのですから、国や地方公共団体が右の対価を支払うという意味で、宗教法人に対し税の不課減免をすることは許されるというものです。その二は政教分離説といわれているものです。宗教法人に課税すると、その宗教法人全体の所得を把握するため国や地方公共団体は、税務調査等を通じて宗教に深いかかわりをもつことになり、宗教法人に対する税の不課減免は宗教を助成するものであるからいけないといわれますが、これが事実であるとしてもこの場合の国や地方

公共団体と宗教とのかわりの程度は極めて弱いものです。宗教法人に課税することからくる国や地方公共団体と宗教とのかわりの強さと比べてみると、前者は無視してもいいといつてもよいでしょう。政教分離の原則をとるわが国は、宗教法人に課税措置をとって国や地方公共団体が宗教に深くかわりをもつことを避けて、不課減免措置をとることによってこのかわりになるべく弱くすることを選擇しているといえましょう。

この二つの説に反対で、宗教法人にも課税すべしという学説もあります。これは、宗教に公益性があるかという宗教の根本にメスを入れているものです。私たちは、宗教法人の所得・収入をすべからず社会に還元して、他から指をさされることのないよう注意すべきだと思います。

おわかり戴きましたか。より詳しくは、本紙昭和五十八年五月一日号の「宗教法人非課税制の根拠」(全仏税務委員羽生雅則弁護士稿)をこら下さい。また、各地での講習にも参加されることも理解を深めると思います。因みにこの答えは、去る十月三十一日に芝・増上寺でおこなわれた日本宗教連盟主催の「宗教と税制シンポジウム」における石村耕治氏(帝京大学法学部講師)の発言を参考にさせて戴きました。

訂正 十月号六頁の本欄四段目において、〈仮金〉を〈仮令〉と訂正します。

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

儀礼仏教と心の仏教

死の看とりについて関心を呼んでいる。そうした研究の大会が開かれるため、小生も発表するべく「死後観念と死の受容」についてしらべよううちに、どうしてもアンケート調査をしたくない実験的に三百人ほどについて調査を依頼した。

住職メモ帳

回収したあとで、ある寺の檀家とたまたま話していたときアンケートのことがなり、その五十歳の婦人は「あれを読んでおどろいたんです」といった。それはどうやら、こんなことであるらしい。地域で福祉ボランティアをしてこうしたことに関心があつたが、それが仏教の坊さんから質問されたので、びっくりしたらしいのである。坊さんがこうした心の裏にかかわる研究をしてくれることが、意外だといふのである。

さらに聞いてみると、自分の父と母の葬儀のときに、お寺さんの仕方が遺族として心をきずつけられるものであつたらしい。その同じようなお寺さんが、死の看とりのようなデリケートな問題を研究しているということが、理解できないことらしいのである。

▼この人の話しを聞いていて、現代の日本仏教を象徴しているのだろうかと思ふ。この婦人は、お寺を次のようにけとめてきめてかかっている。お寺は葬儀儀礼にのみ関わるものであつて、人々の具体的苦悩に手出しをするものではない、という観念である。こうしてみると、多くの日本人は仏教僧侶をこのように見ているということがあらためて思い知らされ、背すじが寒くなるのである。

では、この人は父や母の葬儀で心かきすつてくることがあつたらしいが、それについてお寺と交渉したのだろうか。おそらく、それはなかつたにちがいない。お坊さまは一方的にものを言い、対等に口がきけず、日ごろから人格的関わりが成立していないからであらう。それにしても、不服なのにお寺さんの言うとおりにして、今まで根にもつのはなぜだろう。それは、葬儀儀礼が人間のいのちの存在の深いアイデンティティーに関わることゆえに、議論や交渉という人間の作為になじまないからであらう。

▼旧仏教は、現実には、儀礼によって人間存在に存在感の答えを与える。しかし、臨床医学としての人間回復の機能は、なじまなくなっている。その矛盾を自覚しなくてはなるまい。

(文化専門委員・中野東禅)

良書紹介

『安楽死の論理と倫理』

宮川俊行著

安楽死については各教団が見解の表明を迫られている。これは法律・医学・社会・経済・宗教など諸領域にまたがる問題だが、本書は倫理道徳面を掘り下げようとする。著者は神学博士だが内容は一宗教に偏らない。安楽死には尊厳死・厭苦死・放棄死・淘汰死の思想的理由づけがあり、実施する場合も、不作為・作為・結果(安楽死)の相違があるが、その一つ一つの問題点を論じ、いのちの存在意義を明らかにしようとしている。

(東京大学出版会・一二〇〇円)

『色即是空の研究』

山本七平・増原良彦著

般若心経は今や大変なブームである。なぜなのか、日本人の精神にマッチするものがあるのか。心経の主な語彙を検討していくなかで、仏教的世界観と「ヘアライキリスト教世界観」との基本的違いを明確化し、同時に現在の日本の精神的状況を明らかにしようと試みた書。その結果、著者は「両極端は一致する」すくなくとも社会に作用する面では奇妙に一致する、という結論に達する。

(日本経済新聞社・一〇〇〇円)

『円仁 唐代中国への旅』

E・O・ライシャウ

著、田村完誓訳

マルコ・ポーロの『東方見聞録』や、玄奘の『大唐西域記』と並ぶ世界三大旅行記の一つともいふべき『入唐求法巡礼記』の著者円仁の歩みを生きた生きた跡づけ、九世紀の中国社会の実像に迫る名著。永く『幻の名著』といわれた書の改訂版。

(原書房・予価四八〇〇円)

『正法眼蔵』 有時、諸悪莫作を味わう

——内山興正著(柏樹社・二二〇〇円)

『親鸞聖人の史跡と伝説』和久博隆著

山書房・一三〇〇円) 『法然上人徒然草』

村上鉄瑞著(ルンビニ社・二〇〇〇円)

『平家物語(若い人への古典案内)』長野

晋一著(社会思想社・三六〇円) 『仏像

の見かた、考えかた』倉田文作・田辺三

郎助共著(社会思想社・九八〇円) 『長

い命のために』早瀬圭一著(新潮社・九

五〇円) 『おじいさんの日和下駄』永忠

順著(文化出版局・一二〇〇円)

文化専門委員(順不同・敬称略)

阿純孝、中野東禅、宝田正道、榊原保

逸、島田喜久子、久万寿俊雄——推薦——

機構検討委員会開く

二議案を確認

第七回事務総局機構検討委員会は、去る十月三十一日午後一時から、明照会館会議室で開催された。鎌原委員長挨拶の後、討議に移り、以下の点を確認した。

①昭和六十年一月二十九日開催予定の理事会、評議員会において答申を提出するように審議を進める。

②答申原案骨子については、(イ)限られた予算内での事務総局活性化を前提に次回、再検討する。(ロ)「事務総長、次長(局長)を理事とすることがぞましい」ということにした。(ハ)「事務総局と関西事務局との組織上の関連について、一考を要する」ということとした。

曹洞宗と代議士懇談会

事務総長も出席

曹洞宗と曹洞宗信徒の自民党代議士による宗教法人に関する時局問題をテーマ

仏教英語研究会の発表会

二月開く

仏教英語研究会(花山勝友会長)では、第六回英語による仏教研究発表会を左記の要領で開催します。この弁論大会は、日本文化や仏教とのかわりを、英語で考え発表する場であり、誰でも興味ある人は参加できます。

日時 昭和六十年二月十六日

午後二時～五時

会場 六本木・国際文化会館

とした懇談会が、去る十一月九日午前八時半より自民党本部会議室で開催された。懇談会の主な内容は、①金融資産収入に対する課税、②収益事業の範囲の拡大、③法人税率の引上げ、の三点で、これについては絶対納得できないことを強調し、自民党の協力を強く依頼した。本会からは矢萩事務総長が出席し、これらの主旨説明に当たった。この会は「曹洞宗を囲む議員懇談会」として、今後とも定期的に開催される模様である。

全仏としては時局柄、加盟宗派においても同様の懇談会を積極的にもつよう要請している。

全日本仏教会の

囲碁大会

二月 日本棋院で

全日本仏教会では、加盟団体に所属する方々相互の親睦をはかるため、第二回

テーマ 仏教または日本文化と仏教に関するもの 標題自由

出場資格 特に定めなし(但し外国人出場者は審査の対象外)

発表 表 英語により七分以内

問合せは、新宿区西新宿三五一三一八〇二(山田方) 仏教英語研究会まで(〇三三三四二六六〇五)。

全日本仏教囲碁大会を開催します。

参加希望の方はA(五段以上)、B(三四段)、C(初二段)、D(初段以下)、E(五級以下)のクラスを選んで全仏文化部までお申し込み下さい。

日時 昭和六十年二月八日十時

会場 日本棋院(東京・市が谷)

参加資格 全仏加盟団体所属の僧侶

参加費 一万円(懇親会費等を含む)

競技方法 オール互先

審判 坂田栄男日本棋院理事長

増淵辰子六段

申込締切 昭和六十年一月二十日

年末年始の事故防止

警察庁から要望書

「年末年始における雑踏事故の防止について」という要望書が、十一月九日付で警察庁保安部長から全仏理事長あてに出されています。これは、初詣、初興行等へ多数の出入による混雑が予想されるため、地元警察との連絡を密にして、事故防止に万全の措置を講じるよう要望するものです。

理事会のお知らせ

全日本仏教理事会・評議員会及び新年懇親会を、来る昭和六十年一月二十九日(火)に京都グランドホテルにて開催します。

局内人事

庶務部長 磯山福正 10・31 退任

庶務部長 川島宏之 11・1 異動
時局対策部長 小山栄雅 11・1 新任

事務局録事

十一月

- 一日 局内会議
- 八日 法律相談室
- 九日 長谷寺勝又猊下晋山式出席
- 十二日 ルンビニー総務部会
- 十三日 同和委員会
- 十五日 局内会議
- 監事会
- 二十日 常務理事会
- 二十一日 日宗連理事会
- 二十二日 法律相談室
- 二十八日 機構検討委員会
- 二十九・三十日 同宗連研修会参加

昭和60年版

全仏手帳

申込み受付中

全仏総務局では、左記要領にて「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、御注文は早めにごさいます。

- 内容 三棉依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録、忌日早見表、その他
- サイズ 9×14cm
- 定価 六〇〇円(送料実費)
- 申込先 東京都港区芝公園四一七一 全仏総務局
- 「全仏手帳係」宛